

7 福薬業発第 3 号
令和 7 年 4 月 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 濱 寛

**令和 7 年度福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの
暴力・ハラスメント対策事業における相談窓口及び補助金事業について
(周知依頼)**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策として設置している「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について、令和 7 年 4 月 1 日から電子メール相談先 URL が変更になった旨、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

また、在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策の一環として、訪問時に身の危険が生じた場合に外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等の一部を補助する「福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」が令和 7 年度も実施されることになりましたのでご活用ください。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

・【別添】 6 高ケ推第 2512 号__「令和 7 年度福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策事業における相談窓口及び補助金事業」について（周知依頼）

○福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター

連絡先電話番号：1 2 0 2－1 1 1－3 0 9

電子メール相談先 URL：<https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>

公印省略

6 高ケ推第 2 5 1 2 号

令和 7 年 4 月 1 日

公益社団法人 福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

令和 7 年度福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント
対策事業における相談窓口及び補助金事業について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策として設置している「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について、令和 7 年 4 月 1 日から電子メール相談先 URL が変更となりますので、お知らせいたします。

また、「安全対策費用」に係る令和 7 年度 補助金事業も実施いたしますので、併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会所属の薬局に対し下記のとおり周知いただきたく、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 送付資料

周知文及び以下（１）（２）を用いて周知をお願いいたします。

（１）「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」概要チラシ・・・別添 1

（２）「福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金」概要チラシ・・・別添 2

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係
担当：塩田
電話：0 9 2－6 4 3－3 2 7 5
e-mail：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

各薬局の開設者 殿

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長

令和 7 年度福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント
対策事業における相談窓口及び補助金事業について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策として設置している
「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について、令和 7 年 4 月 1 日から電子メール相
談先 URL が変更となりますので、お知らせいたします。

また、「安全対策費用」に係る令和 7 年度 補助金事業について、下記のとおり実施しますので、
併せてお知らせいたします。

各薬局におかれましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑なケアを提
供するため、当該事業を御活用くださいますようお願いいたします。

記

1 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」について

在宅医療・在宅介護サービスを円滑で継続的に提供していくため、在宅医療・在宅介護に従事す
る方やその管理者からの相談に、ハラスメント対応に詳しい相談員が応対します。

対象となる事業所等の詳細は「別添 1. 相談窓口チラシ」を御確認ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」 ☎1202-111-309

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで「怖い」「困ったな」と思った時、まずは御相談下さい。

・平日 9:00～19:00（12/29～1/3 除く）

・相談は全て無料です。また、必要に応じて無料の法律相談も可能です。

・匿名での相談も可能です。

・右の二次元コードもしくは URL から相談できます <https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>



※令和 7 年度より、委託業者が変更となりました。電話番号に変更はありませんが、WEB からの
相談フォームが変更となっていますので、御留意ください。

2 福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金について

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器等の購入経費等の
一部を補助します。

（1）補助対象機関

訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導料算定薬局）

※今後算定予定の場合も含む

（2）補助要件

「別添 2. 概要チラシ」を御確認ください。

(3) 交付申請

補助金交付要綱及び様式その他参考資料については、県ホームページ（「3 県ホームページについて」参照）に掲載しております。

詳しい申請方法や留意事項は、「別添2．概要チラシ」を御確認ください。

(4) 申請受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月10日（火）

※郵送又は持参により提出。

※申請した日より前に生じた経費については対象外。

3 県ホームページについて

(1) 「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の詳細について

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouharasoudan-zaitaku.html>

福岡県 在宅医療・介護 カスハラ相談

検索



(2) 補助金、その他の取組の詳細について

上記補助金の詳細や様式のほか、「対策マニュアル」や「利用者向けリーフレット」などを掲載していますので、必要に応じて御活用ください。

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryokaigo-bouhara.html>

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

担当：塩田

電話：092-643-3275

e-mail : zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県在宅医療・介護職員 カスハラ相談センター

相談はすべて
無料です

サービス利用者やその家族等からのハラスメントで
「怖い」「困った」と思ったとき、
まずご相談ください。



～ハラスメント対応に詳しい相談員が対応いたします～

 **0120-111-309**

平日 9:00～19:00 (12/29～1/3除く)

WEBからでもご相談いただけます。(24時間毎日受付)

※右のQRコードもしくはURLから相談できます。

URL: <https://www.dial-soudan.jp/me/preffukuoka/>



相談できる方

- 県内の在宅医療・介護事業所※に従事する方(管理者を含む。)
- 県内在住で県外の在宅医療・介護事業所に従事する方(同上)
- 県内行政機関の職員

※ 在宅医療を提供する医療機関、訪問看護事業所、在宅歯科医療を提供する歯科診療所、在宅訪問薬局、栄養ケア・ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

「ご相談する際の詳細は
裏面をご参照ください。」



相談窓口業務は福岡県(福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課/介護人材確保対策室)からの委託を受けて、ダイヤル・サービス株式会社が実施しています。

次のような行為は「ハラスメント」に該当します。

<精神的暴力>

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

(例)

- ・大声を発する、怒鳴る
- ・特定職員への嫌がらせ
など

<身体的暴力>

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(例)

- ・コップを投げる
- ・たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く
など

<セクシャルハラスメント>

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的でないやがらせ行為。

(例)

- ・必要もなく体を触る
- ・ヌード写真やアダルトビデオを見せる
など

ハラスメント対応に困ったときは、

ひとりで抱え込まず「早めに」ご相談ください。

「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」では

- ✓ ご相談は匿名でも利用できます。
- ✓ プライバシーは厳守します。お聞きした内容を無断で勤務先や他機関にもらすことはありません。
- ✓ 必要に応じて、無料の法律相談も可能です。
- ✓ 些細なことでも相談をお受けします。まずはお電話を！

◆ ハラスメントに適切に対応することは、利用者に対する円滑で継続的なサービス提供にもつながります

<留意事項>

この相談窓口で受け付けるご相談は、在宅医療・介護現場における利用者やその家族等からの暴力・ハラスメントが対象です。対象に該当しない行為（上司や同僚からのハラスメント等）に関する相談や、相談対象ではない方からの相談などはお受けできませんので、「みんなの人権110番」（☎0570-003-110）など、別の相談窓口をご利用ください。



令和7年度福岡県在宅医療・介護サービス 安全確保対策推進事業費補助金

事業の目的

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保の取組を推進することにより、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する以下の事業

在宅医療機関等又は訪問介護事業所等を運営する者が、当該事業所に従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業

在宅医療機関等

福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定※医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定※歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定※薬局）並びに栄養ケア・ステーション
※今後算定予定の場合も含む

訪問介護事業所等

福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

◆申請受付期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月10日

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

要件等

- （1）福岡県が実施する在宅医療機関等及び訪問介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- （2）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員に周知していること。

補助対象経費

安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入につき、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表右欄に掲げる補助限度額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	補助限度額
安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費	13千円 （1事業所当たり）

在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等の購入経費等を指す。

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

その他留意事項

対象機器の詳細などは、県が作成する「安全対策機器の使用に関するチラシ」やQ&Aをご確認下さい。

予算の範囲内で補助金を交付します。交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行います。

担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

- （1）在宅医療機関等について 在宅医療係 電話：092-643-3275
メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp
- （2）訪問介護事業所等について 介護人材確保対策室 電話：092-643-3327
メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp



対応者

事業者

目次

実施事項
必要書類
期間目安
など

- ・ 交付申請書（様式1）
- ・ 様式1-2
- ・ 事業計画書（様式1-3）
- ・ 役員一覧（様式1-4）
- ・ 福岡県が実施する在宅医療・介護に関する暴力・ハラスメント対策
研修の受講修了書の写し
- ・ 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し（業者等による見積書等）
- ・ 業者等による仕様書やパンフレット等の説明資料
- ・ 支払い先口座の確認がとれる書類（口座の通帳表紙の裏表両面の写し）
- ・ 債権者登録申出書（県に口座登録をされたことがない場合のみ）
- ・ 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等の写し

福岡県が実施する研修の動画はオンデマンド配信中です。配信動画を活用し、管理者の方と従事者の方が一緒に受講していただくことで、修了証発行の要件を満たすことができます。研修の詳細は県ホームページをご確認ください。

交付決定通知書（様式2）
を事業者へ送付

「安全確保対策に資するセキュリティサービス」
を導入する前に準備、県に提出

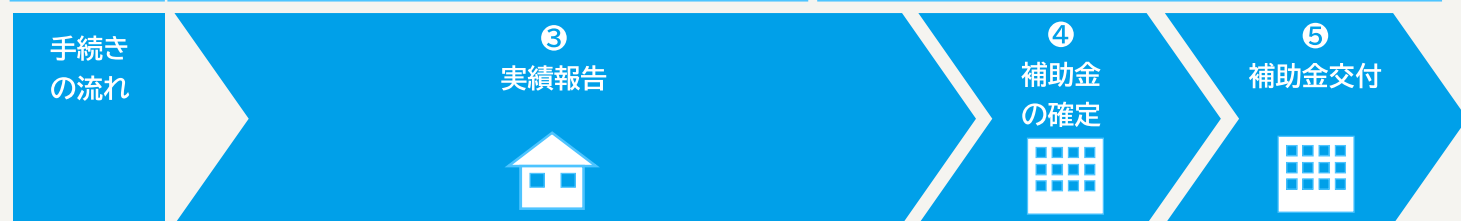
申請採択の選定

交付決定

補足

必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。また、提出された書類は原則返却いたしません。

交付申請の内容を審査し、適当と認められる際に交付決定の通知を行います。



対応者

事業者

目次

目次

実施事項
必要書類
期間目安
など

- ・ 実績報告書（様式5）
- ・ 様式5-2
- ・ 対象経費の精算額内訳（様式5-3）
- ・ 支出したことが分かる書類
(領収書、インターネットバンキングの写し等で日付と金額の確認できる資料)
- ・ 契約（注文）した日付が分かる書類
(契約書、注文書、注文請書、注文受付の確認がとれるメールの写し等)
- ・ 導入した機器の写真等
(導入した全ての機器の写真が必要です。)

額の確定の通知を
事業者へ送付

指定の口座に
補助金を振込み

「安全確保対策に資するセキュリティサービス」
を導入した後に準備、県へ提出

実績報告提出後おおよそ1か月半後

補足

事業者は、「安全確保対策に資するセキュリティサービス」を導入した後、その日から起算して1月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告を行う必要があります。